

歯科技工士業務従事者届

(令和2年12月31日現在)

氏名		性別		年齢	歳
住所					
歯科技工士名簿登録 ※都道府県知事が発行した免許 をお持ちの方は備考欄に都道府 県名をご記入ください	番号				
	年月日				
業務に従事する場所	1 歯科技工所 2 病院又は診療所 3 歯科技工士学校又は養成所 4 事業所 5 その他				
	所在地				
	名称				
備考					

様式第三号
(第五条関係)

歯科技工士業務従事者届 記入上の注意

- 内容については、令和2年12月31日現在の状況を記入すること。
- インク又はボールペンを用いて楷書ではっきり記入すること。
- 「歯科技工士名簿登録」について、昭和57年3月31日以前に取得した者（都道府県知事が発行した免許をお持ちの方）は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に記入すること。
- 「業務に従事する場所」について、1～5のいずれか1つに○をし、さらに所在地、名称を記入すること。（2か所以上の場所で業務に従事している場合は、その主たるもの1か所について記入すること）

1	歯科技工所	歯科技工士法第2条第3項に規定する歯科技工所で業務に従事している者
2	病院又は診療所	医療法第1条の5第1項又は第2項に規定する病院又は診療所で業務に従事している者。ただしその施設内で当該病院又は診療所で診療中の患者以外の者のためにも歯科技工を行っている場合は「1 歯科技工所」に○をすること。
3	歯科技工士学校又は養成所	文部科学大臣の指定した歯科技工士学校又は都道府県知事の指定した歯科技工士養成所で業務に従事している者
4	事業所	1から3に該当しない事業所又は事務所(会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関、その他の事業所又は事務所)で業務に従事している者
5	その他	1から4に該当しない場所で業務に従事している者

※ 常勤、非常勤の別はありません。

- ◎ 歯科技工士法第6条第3項により、業務に従事する歯科技工士には2年に1回就業地の都道府県知事（保健所）へ届出が義務づけられています。
- ◎ 次回は2022年末です。
- ◎ 大阪府内提出先一覧表は裏面です。

- (注意) 1. 該当する数字を○で囲むこと。
2. 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
3. 名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。
4. 昭和57年3月31日までに免許を取得した者（都道府県知事が発行した免許をお持ちの方）は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。
5. この届出票は令和3年1月15日までに就業地の保健所へ提出してください。